

令和 2 年 2 月 7 日 定例記者会見資料 総務部 総務課

「令和 2 年度の市組織機構」について

震災から 8 年 10 か月が経過し、東松島市としては、被災者の住宅再建支援など復旧・復興事業を最優先に業務に取り組んでまいりました。

当初予定されていた「復興期間」も残り 1 年 2 か月となり、ハード事業については残された期間内に確実な事業完結を目指すとともに、心の復興、SDGs 及び地方創生事業についてはさらに取組を進めてまいります。

そのような中で、きめ細かな市民サービスの推進、分かりやすい行政組織機構の構築、業務の効率化等を図るため、今般、各部課の事務分掌の見直しを行い、部の編成や、一部の課の統合、課名の見直し、課長補佐職の導入及び班制から係制への移行の検討を進めた結果、4 月 1 日から係制の組織に移行することといたしました。

具体的には、SDGs と市総合計画等が連動した事業推進を図るため、地方創生・SDGs 推進室を総務部から復興政策部へ所管変更し、市民課と環境課を統合し市民生活課に、行政経営課を財政課に課名を変更し、課長補佐職は各課に 1 名を配置、係制の導入については現在 55 ある班を 65 の係とし、班長に代わり係長を設置することといたしました。

課長補佐職の主な役割としては、課長代理としての機能と他課との調整役としての役割とともに、人事管理及び各係間の連携を担うものであります。

また、係長職については、一定の責任を持つ職位を担うことにより部下職員の人材育成やモチベーションの向上、将来管理職となった際のマネジメント能力の向上など、管理監督職の役割を比較的若い時期から自覚することにより、職員能力の向上など人材育成を図るものであります。

以上とともに、今後職員研修についても一層の充実を図り、全職員の資質の向上に努め、市政の推進に貢献できる職員体制としてまいります。

○令和 2 年度組織機構図

※別紙参照

課長補佐及び係長の役割について

【課長補佐】（調整・監督）

- 1 課長の意向を汲み取り、課内及び他課との調整役としての役割を担う。
- 2 課長と共に課内職員を管理・監督し、助言役、相談役及び課員の人材育成を担う。（部下に任せられた業務の進捗状況の確認、把握、助言）
- 3 庶務事務システムによる課内職員の出勤状況、時間外勤務状況の把握と承認・確認を行うとともに、特定職員への業務集中を抑止し、働き方改革を推進する。
- 4 課長と共に係間の課内協力に向け、特定の係がマンパワー不足等の場合は、各係長と協議し、必要に応じて調整する。
- 5 課長と共に、定期的に係長以上で会議を開催し、係間の主要行事等を確認するとともに、課のホームページの更新情報を適宜確認し、各係への更新を促す。
- 6 人事評価面談では、第1次評価者である課長の補助者として同席し、所属長とともに業務達成内容等の確認・指導・助言を行う。

【係長】（実務）

- 1 係のリーダーシップを図り、係員を統率する。
- 2 係員の業務の進捗状況を把握し、指導・助言を行う。
- 3 係員の職階、能力に合わせて事務分担をし、業務及び時間外勤務時間の平準化を図る。
- 4 課長補佐から課内業務の協力依頼があった場合は、原則協力し、課内業務遂行の安定化に努める。
- 5 課長補佐から庶務事務システムのデータ等の提供を受け、係長が係員の勤務状況等を確認し、円滑に係内の業務が遂行するようにマネジメントを行う。
- 6 定期的に係内ミーティングを開催し、係員のスケジュール等の情報共有を図る。
- 7 課（係）のホームページの更新情報を適宜確認し、市政情報に遺漏のないように係員に指示を行う。

今後のスケジュール

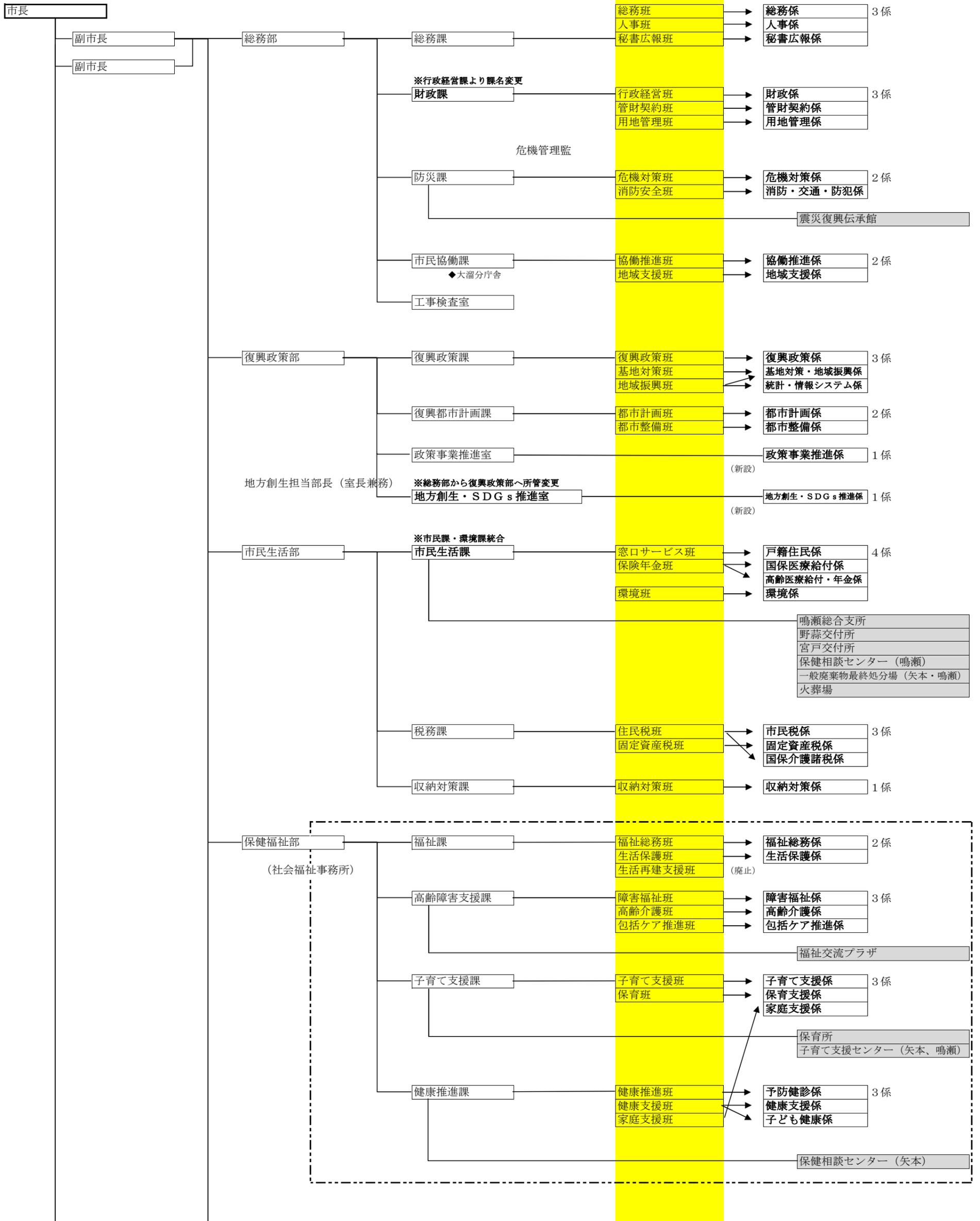
- | | |
|-------|--|
| 2月 6日 | 議員全員説明会 組織機構改革概要説明 |
| 2月13日 | 関係条例（部設置条例、給与条例）の改正を議会に上程
※並行して関連規則、要綱等の改正を年度内に実施 |
| 3月 中旬 | 市民への周知（市報及びホームページ等） |
| 3月 下旬 | 人事異動内示 |
| 4月 1日 | 新組織機構による業務開始 |

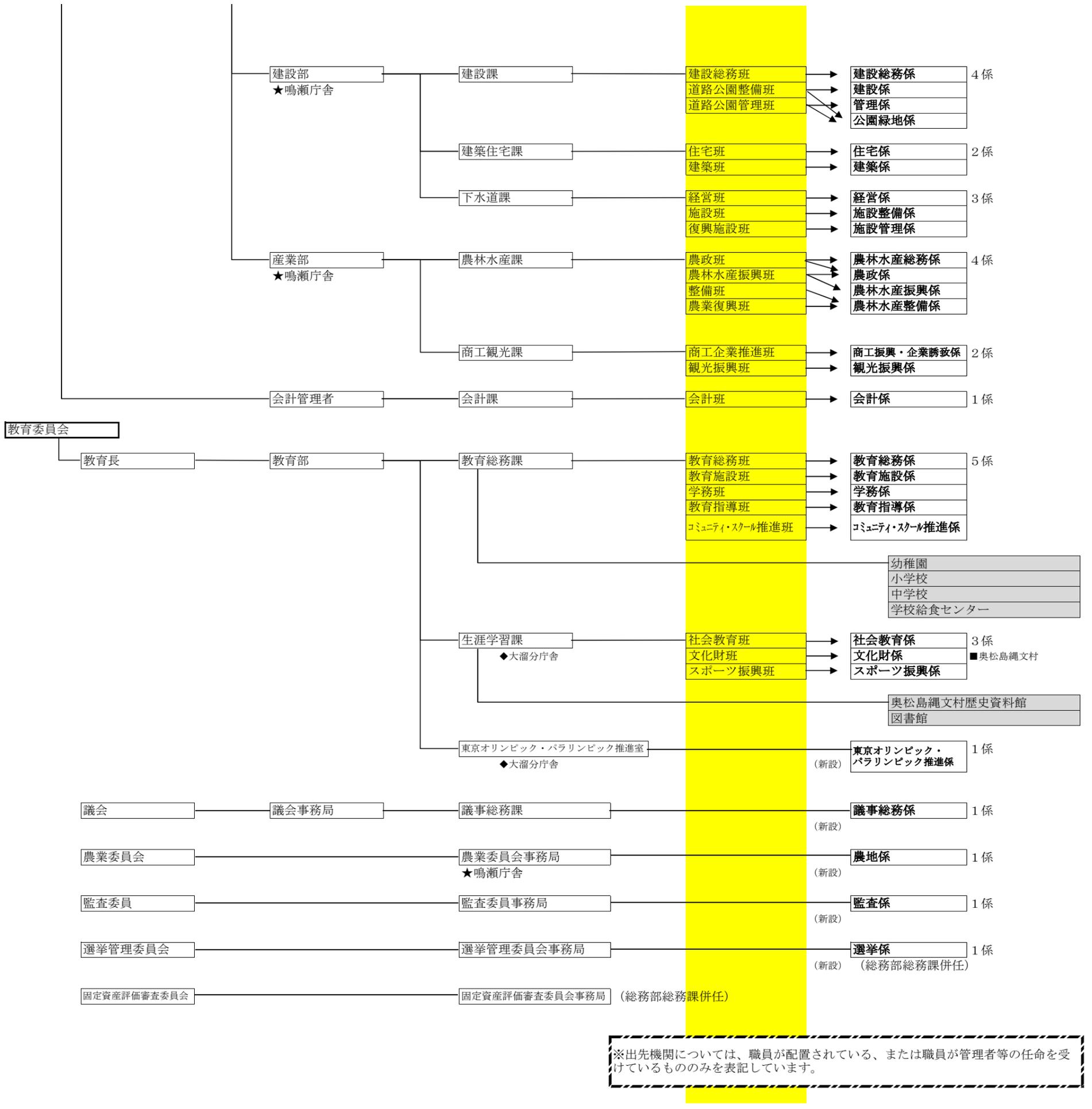
■問い合わせ 総務部総務課総務班 82-1111（内線1215）

●東松島市行政組織機構図（令和2年4月1日案）

7部 5局 22課 4室 65係

参考：R2.2.6現在の班等





※出先機関については、職員が配置されている、または職員が管理者等の任命を受けているもののみを表記しています。